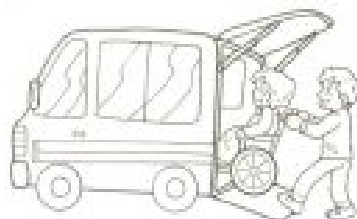


草津市福祉有償運送ガイドライン

(抜粋)



令和5年1月

草津市都市計画部交通政策課

目次

1.	福祉有償運送制度について	2
2.	福祉有償運送登録申請の流れ	6
3.	福祉有償運送実施に関する草津市運営協議会審査基準	8
4.	様式集	
5.	関係法令・要綱・通達	

1. 福祉有償運送制度について

福祉有償運送制度について



公共交通のユニバーサルデザイン化をめざして

いつでも どこでも 誰もが 使いやすい 公共交通のユニバーサルデザイン化を図るため、草津市では、バス路線の見直し、乗合タクシーの導入、停留所のきめ細かな設置、ノンステップバスの増車などを中心に、まちづくりの各主体と連携した交通に関する各種計画を策定しています。

計画にあたっては、全ての人に公共交通利用の機会確保を主旨としておりますが、とくに障害者や高齢者の方の中には、独りでの公共交通の利用が困難な方が少なからずおられ、福祉施策におけるタクシーチケット交付などの移動支援策が実施されているものの、公共交通に対するニーズが多様化している現在、「自由な移動」が十分に確保されているとは言えない状況にあります。

有償ボランティアによる旅客運送

このような状況を補完する形で、移動制約者の方を対象とした送迎ボランティアの動きが各地域で自発的に広がっています。自家用車での輸送は、ガソリン代などの実費もかかることから、無償での活動ではその拡がりや継続することが難しく、近年では有償ボランティアという対価を得る形での活動が主流になりつつあります。

また、送迎ボランティア活動は、人間の社会活動の基礎となる「移動手段」を提供する、実効的かつ有意義な活動である反面、バスやタクシー業務と同様に「旅客運送」を実施することから、「安全運行」に十分な配慮が必要とされます。

福祉有償運送とは？

さまざまな地域の実情、課題を考慮した中で、平成18年10月に道路運送法の一部改正がなされ、「自家用自動車有償旅客運送」の制度が法律に定められました。いくつかの類型がありますが、草津市で実施可能な有償運送は「福祉有償運送」のみとなります。

「福祉有償運送」とは、NPOなどの非営利法人が、障害者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、自家用自動車（白ナンバー車）を使用して、通院・通所・買物などのために有償にて実施する会員制個別輸送サービスをいいます。

この福祉有償運送を利用するには、あらかじめ、登録を受けた事業所への会員登録が必要となります（なお、複数の事業者にも会員登録することも可能です）。

草津市有償運送運営協議会

福祉有償運送を行う場合は、国土交通大臣の「登録」を受ける必要があります（道路運送法第79条）。登録の申請は、福祉有償運送を行う地域を所管する運輸支局（滋賀運輸支局）に対して行うこととなりますが、事前に地域の関係者等で構成される運営協議会の合意が必要となっています（道路運送法第79条の4第1項第5号）

草津市では、市域における福祉有償運送の必要性、収受する適正な対価、安全運行管理体制などを協議する機関として「草津市有償運送運営協議会」を設置しております。

福祉有償運送制度を活用した事業を実施しようとする、NPO や公益法人等の非営利事業者の方は、運輸支局への登録申請書類を、事前に「草津市有償運送運営協議会」に提出いただき、地域の関係者の合意形成を調えた後に、本申請を実施するという流れになります。

事業をすることができるのは？

NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会、町内会など）、労働者協同組合です。

個人の方や地域ボランティアグループ等は個別申請できません。

株式会社などの営利法人は、福祉有償運送の登録申請はできません。訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、一般乗用旅客運送（道路運送法第4条）または特定旅客運送（道路運送法第43条）の事業許可を得ていただくこととなります。

運送の区域、形態、使用車両、対価は？

いずれも運営協議会にて協議が調うことが前提となります。

【運送区域】

発着地のいずれかが草津市内とします。

【運送の形態】

営利とは認められない範囲の対価を伴う有償運送で、原則ドアツードアの会員制個別輸送とします。

【使用車両】

乗車定員11人未満の自動車であって、法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持ち込み自動車であって、特殊な装備を付属する福祉車両またはセダン型車両です。

【対価】

- ①地域におけるタクシー運賃の概ね2分の1以下を目安として定められた運送サービスの提供に要する費用
- ②実費の範囲内で定められた運送サービスに付随する介助等に要する費用

運送対象者は？

- イ) 身体障害者（身体障害者福祉法第4条）
 - ロ) ※精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条）
 - ハ) ※知的障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号）
 - ニ) 要介護認定者（介護保険法第19条第1項）
 - ホ) ※要支援認定者（介護保険法第19条第2項）
 - ヘ) ※厚生労働大臣が定める基準に該当する者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号）
 - ト) ※その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、自閉症、学習障害を含む）を有する者
- （※ロ）ハ）ホ）ヘ）ト）の場合には、運営協議会において、移動制約の状況について福祉有償運送の対象とすることが適当であることの確認が必要となります。）

安全対策は？

【運転者要件】

以下のいずれかの方が運転者となることができます。

- 普通第二種免許を受けており、その効力が停止されていない。
- 普通第一種免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されておらず、国土交通大臣が認定する講習を修了している。

【運行管理者等の選任】

- 運行管理責任者を選任し、安全運行管理体制の整備を行う必要があります。（5台以上の車両を運行する場合は有資格者を選任する必要有）
- 整備管理責任者を選任し、車両点検整備の適切な実施を行う必要があります。

【損害賠償保険】

対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険、もしくは共済保険（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していることが要件となります。

福祉有償運送に関するご相談・通報窓口

草津市役所交通政策課（草津市有償運送運営協議会事務局）

tel 077-561-2343

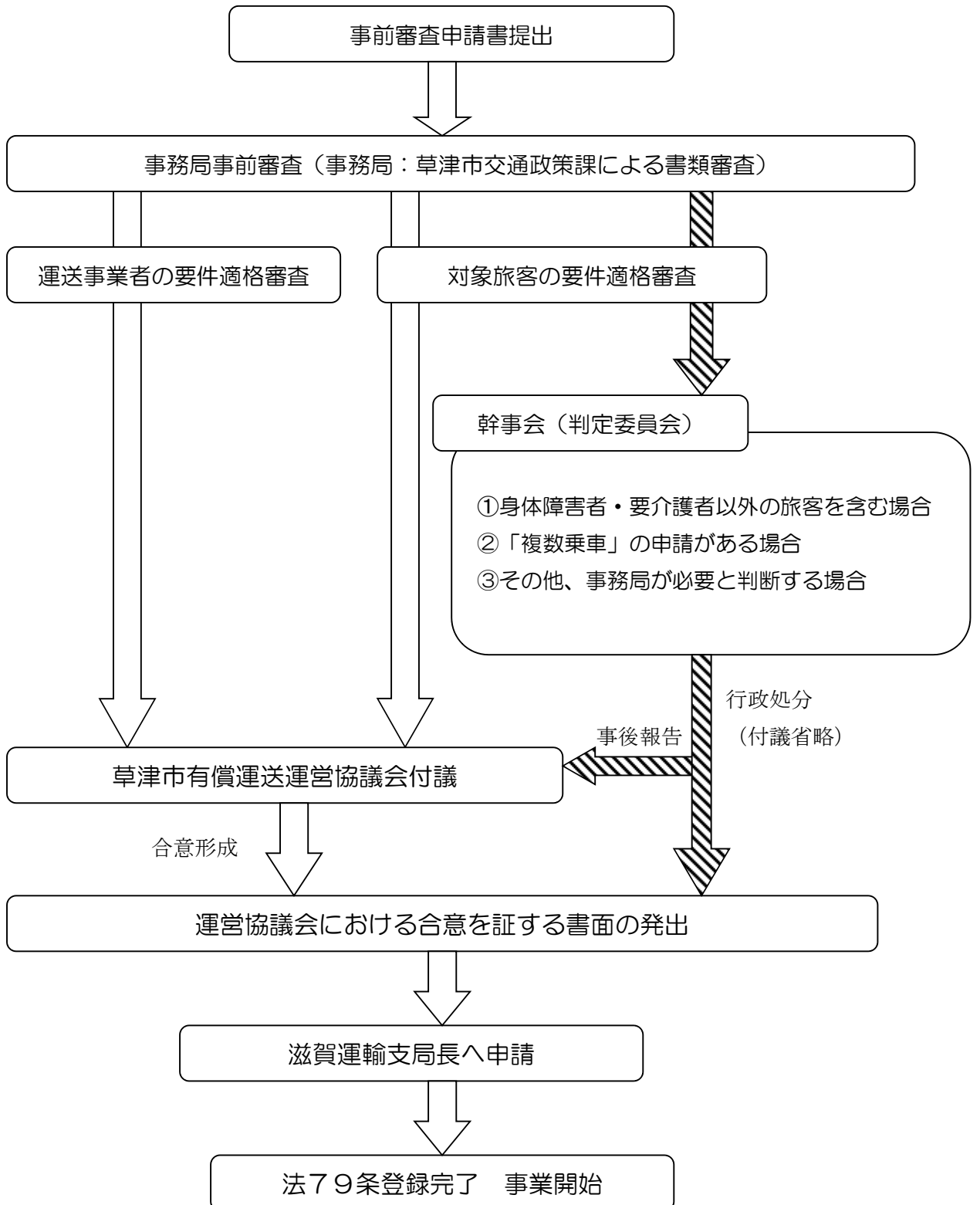
fax077-561-2486

e-mail kotsu@city.kusatsu.lg.jp

（申請書式は、市 HP 各課窓口＞交通政策課＞公共交通＞福祉有償運送ガイドラインよりダウンロード願います。）

2. 福祉有償運送登録申請の流れ

福祉有償運送登録申請の流れ



3. 福祉有償運送実施に関する

草津市運営協議会審査基準

福祉有償運送実施に関する草津市運営協議会審査基準

	項目	審査基準	(根拠規定)
1	審査の対象	<p>自家用有償旅客運送のうち、福祉有償運送に関する登録。</p> <p>タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者・身体障害者等に十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO等の非営利法人が実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスとする。</p>	通達第 317 号 1
2	位置付け	<p>法 79 条に基づく自家用旅客運送の登録（有効期間は 2 年、更新は原則 3 年）を申請するにあたって必要となる、運営協議会における合意を証する書類（法 51 条の 7 規定）を交付するにあたり、必要となる事項を審査する。</p>	法第 79 条
3	運送の主体	<p>NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会、町内会など）、労働者協同組合</p>	法第 78 条第 2 号 規則第 48 条
4	運送の区域	<p>旅客の発地または着地のいずれかが草津市内であること</p>	規則第 51 条の 4 通達第 317 号 2. (2)⑤
5	運送の対象者	<p>次に掲げる者のうち他人の介助（付き添い、見守り等を含む。）によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されている者およびその付添人</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 身体障害者（身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者） ロ. 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者） ハ. 知的障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者） <p>二. 要介護者（介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定者）</p> <p>ホ. 要支援者（介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定者）</p> <p>ヘ. 厚生労働大臣が定める基準に該当する者（介護保険法施行規則第 140 条の 6 2 の 4 第 2 号の基本チェックリスト該当者）</p> <p>ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、自閉症、学習障害を含む。）を有する者</p> <p>※ロ. ハ. ホ. ヘ. ト. の場合には、運営協議会（判定委員会）にて当該者の移動制約の状況について運送の対象とすることが、適当であることの確認がなされた者であること</p>	規則第 49 条第 2 項 規則第 51 条の 29 通達第 317 号 2. (2)⑧
6	使用車両	<p>乗車定員 11 人未満の自動車であって、法人等が所有する自家用自動車およびボランティア個人の持ち込み自動車（福祉有償運送を実施する間、当該法人が使用権限を有するものに限る。）</p>	通達第 317 号 2. (2)⑦

		<p>イ. 寝台車（車内にストレッチャーを固定する設備を有する自動車）</p> <p>ロ. 車椅子車（スロープまたはリフト付の自動車）</p> <p>ハ. 兼用車（ストレッチャーおよび車いすの双方に対応した自動車）</p> <p>ニ. 回転シート車（回転シートを備える自動車）</p> <p>ホ. セダン車</p> <p>※ホの場合は、輸送する旅客の範囲を運営協議会で了承が必要</p>	
7	収受する対価	<p>実費の範囲内で、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であり、運営協議会において協議が調っていること。</p> <p>①運送の対価</p> <p>当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること（距離制、時間制、定額制）</p> <p>※時間制と距離制の双方を定める場合には、適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際にあらかじめ旅客に対して適用する対価の説明がなされることが必要</p> <p>※複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合または時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内であるとみとめられることが必要</p> <p>②運送の対価以外の対価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機料金 ・ その他の料金（介助料、添乗料、設備使用料など） <p>※旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記することが必要</p>	<p>法79条の8第2項</p> <p>規則第51条の15</p> <p>通達第144号</p>
8	運転者要件	<p>① 普通第2種免許を受けており、その効力が停止されていない者</p> <p>② 普通第1種免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者</p> <p>※セダン車を使用する場合は①②に加えて運転者又は同乗者が介護福祉士または国土交通大臣が認定する講習を修了している者</p> <p>※登録後、人身事故を惹き起こした場合や免停処分を受けた場合は、自動車事故対策機構（NASVA）の適性診断を受講すること</p>	<p>規則第51条の16</p> <p>通達第317号4.（1）</p>
9	運行管理等	<p>○運行管理責任者の選任義務</p> <p>※5両以上の車両の運行を管理する事務所の場合は、事務所ごとに次の要件のいずれかに該当するものを選任しなければならない。</p> <p>① 運行管理者（運行管理者資格証を有するもの）</p> <p>② 運行管理者試験の受験資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運送事業の運行管理に関し1年以上の実務経験を有する者 ・ NASVAが実施する「基礎講習」を修了した者 <p>③ 安全運転管理者の要件を備える者</p> <p>※選任者数は、車両数を20（①を選任する場合は40）で除して得た数（端数切捨て）に1を加算して得た数以上</p>	<p>規則第51条の17</p> <p>規則第51条の22</p> <p>規則第51条の23</p> <p>規則第51条の27</p> <p>規則第51条の29</p> <p>通達第317号4.（2）</p>

		<p>○運行管理責任者の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要件を備えないものに自家用有償旅客自動車を運転させないこと（セダン同乗者を含む） ・ 死者または負傷者が生じた事故を惹き起こした運転者に、適性診断を受けさせること ・ 運転者に対し、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、必要な指示を与え、運転者ごとに内容を記録し1年間保存すること なお、飲酒の有無の確認については、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いること ・ 運転者に対し乗務の開始および終了の地点および日時ならびに主な経過地点および乗務した距離、事故または異常な状態が発生した場合はその概要および原因等について記録し1年間保存すること ・ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと ・ 事故が発生した場合は記録を作成し2年間保存すること <p>○運転者証（写真貼付）を作成し車内に表示または掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成番号および作成年月日 ・ 自家用有償旅客運送者の名称 ・ 運転者の氏名 ・ 運転免許証の有効期限 ・ 運転者の要件に係る事項（運転者講習受講等） <p>○車両表示事項等（車両の両側面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運送者の名称 ・ 「有償運送車両」の文字 ・ 登録番号 ・ 横書きで文字の大きさは5cm以上 ・ 自家用有償旅客運送者登録証の写しを車内に備え置くこと <p>○旅客の名簿の作成管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 住所 ・ 運送を必要とする理由 <p>※個人情報保護のため適切に管理すること</p>	
10	整備管理	点検および整備の適切な実施を確保するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。	規則第51条の24
11	事故の対応等	<p>○事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。</p> <p>○運行により生じた旅客その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するための任意保険（対人8000万円以上、対物200万円以上）加入を講じなければならない。</p>	<p>規則第51条の25 規則第51条の26 告示1171号 通達第317号4.(9)(10)</p>

12	苦情処理体制	<p>苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他運送に関して苦情を申し出たものに対して、遅滞なく弁明しなければならない。</p> <p>また記録し1年間保存しなければならない。</p>	<p>規則第51条の30 通達第317号4.(14)</p>
13	監査および処分	<p>○法律の施行に必要な限度において、業務または車両の所有・使用に関し報告させることができる。また、事務所等に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査し、または関係者に質問することができる。</p> <p>○行政処分の種類は、警告、業務の停止、登録の取消し</p> <p>※平成18年9月15日付け監査方針、行政処分基準により実施</p>	<p>法第94条 法第79条の12</p>